

(仮称) 石狩市沿岸洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書に係る知事意見

令和4年(2022年)8月2日
石狩湾洋上風力発電合同会社宛て

本事業は、石狩市及び小樽市の陸域から水深約50mまでの海底ケーブル敷設の可能性範囲を含む約31,016haの海域を事業実施想定区域とし、風力発電機設置想定範囲は陸域から最短1.9kmであり、海面からの高さ最大335m程度、ローター直径最大310m、最大108基程度の着床式風車による最大出力1,032,000kWに及ぶ洋上風力発電所を設置する計画である。

事業実施想定区域及びその周辺には暑寒別天売焼尻国定公園及びニセコ積丹小樽海岸国定公園や、海鳥の重要生息地(マリーンIBA)、オオセグロカモメなどの海鳥の繁殖地や藻場といった動植物の注目すべき生息地等が存在するほか、ネズミイルカなどの希少な海洋生物の生息等の情報があり、また、石狩湾一帯を含む海域はカレイ類やニシンの産卵場が存在し、生産性が高い等の理由で生物多様性の観点から重要度の高い海域に選定されている。さらに、同区域周辺には住居や福祉施設等が存在しているほか、同区域及びその周辺には、既設風力発電所や環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

- (1) 今後の対象事業実施区域の設定、事業の規模、風車の配置及び構造・機種の検討に当たっては、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、海外の事例を含めた最新の知見の収集や複数の専門家等から助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切に調査を行い、科学的根拠に基づく予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。

なお、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

- (2) 本配慮書では、風況や水深、漁業権や航路、法令等の制約を受ける場所、環境保全上の配慮が必要な場所、その他留意が必要な場所を踏まえ、事業実施想定区域を設定したとしている。しかし、その検討過程の説明が不十分で分かりにくいものとなっていることから、方法書ではその検討過程について分かりやすく記載すること。

- (3) 本配慮書では計画段階配慮事項として選定されていないが、海底ケーブルの敷設などによる水の濁り、地形改変や施設の有無による流向・流速の変動及び工事の実施や施設の稼働に伴う水中音、並びにそれらが生態系に及ぼす影響などについても懸念されることから、方法書以降の手続きにおいては、計画段階配慮事項の選定の有無に関わらず、影響を受けるおそれがある項目については漏れなく環境影響評価の項目として選定した上で、最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

- (4) 事業実施想定区域及びその周辺には既設風力発電所や環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数あり、これらの事業との累積的影響が生じるおそれがあることから、必要な情報を入手した上で、累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

- (5) 石狩市のゾーニング計画を踏まえ、同市と十分に調整を図り、方法書ではその結果を反映した計画とすること。

- (6) 今後の手続きに当たっては、関係市町や住民等の事業への不安や懸念などに対して、相互理解の促進のため、積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。また、事業実施想定区域内には漁業権設定区域が含まれていることから、風車の配置などの事業計画の検討に当たっては、特に漁業関係者からの理解が得られるよう事前に十分な協議や調整を行うこと。
- (7) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷やダウンロードを可能にすることや、図書の内容の継続性を勘案し、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び風車の影

事業実施想定区域の周辺には住居や福祉施設等が存在しており、これらに対する騒音や風車の影による重大な環境影響が生じるおそれがある。また、設置される風車のサイズや基数が大規模であることから、影響が想定より大きい又は広範囲に及ぶ可能性もある。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、風車と住居等の離隔をとることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(2) 動物

ア 事業実施想定区域及びその周辺には、ウミガラスなどの希少な海鳥の繁殖地である天売島を中心とした海鳥の重要生息地（マリーン IBA）、オオセグロカモメなどの海鳥の繁殖地、ニシンなどの海産魚類の産卵場及び稚仔の成育場が存在し、石狩湾一帯を含む海域が生物多様性の観点から重要度の高い海域に選定されているほか、専門家ヒアリング等において、天売島で繁殖するウトウの採餌場の存在や希少なコウモリ類の生息、ネズミイルカなどの希少な海洋生物の生息などに関する情報も得られている。このため、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、希少な鳥類やコウモリ類の利用状況、海洋生物の生息状況や海産魚類の産卵場及び稚仔の成育場などに関する詳細な調査を行うこと。その上で、バードストライクやバットストライク、工事に伴う騒音や水の濁り、生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置、工事の方法・時期等の検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 風車の設置などにより改変する可能性のある環境に生息する動物相については、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生息環境への影響を回避又は十分に低減すること。

(3) 植物

ア 事業実施想定区域の周辺には、コンブ場などの藻場が存在していることから、海底ケーブルの敷設などに伴う改変箇所の検討に当たっては、それらへの影響範囲を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 風車の設置などにより改変する可能性のある環境に生育する植物相については、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な植物種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生育環境への影響を回避又は十分に低減すること。

(4) 生態系

本配慮書では、海域の生態系については「種の多様性や種々の環境要素が複雑に関与し、未解明な部分も多いとされている」との理由から計画段階環境配慮事項として選定されていない。し

かし、工事の実施や施設の存在及び稼働に伴う海域の環境の変化等による生態系への影響が長期間にわたり広範囲に及ぶおそれがあるため、方法書以降の手続きにおいては、最新の知見等の収集に努めるとともに、専門家等からの助言を得ながら調査、予測及び評価の対象や手法について十分な検討を行うこと。

(5) 景観

- ア 本配慮書では、主要な眺望点については、関係自治体や観光協会のホームページに掲載の情報などに基づき選定しているが、関係機関等へのヒアリングなどにより他に選定すべき眺望点がないか改めて検討すること。その上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。
- イ 事業実施想定区域の周辺には、雄冬岬海岸の海食崖などの優れた景観資源を有する暑寒別天売焼尻国定公園、小樽海岸海域公園地区を有するニセコ積丹小樽海岸国定公園が存在しており、風車の設置により公園内外からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。また、場所によっては風車の垂直見込角が大きくなると予想されるだけでなく、本事業により設置される風車のサイズや基数が大規模であることから、石狩湾沿岸一帯から風車群が広い範囲で視認されるようになり、日本海を望む景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、こうした景観への影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。